

人吉市農業委員会定例総会

(第11回)

令和7年11月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和7年11月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

日程第 1	議第 55 号	農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2	議第 56 号	農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3	議第 57 号	農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4	議第 58 号	農用地利用集積等促進計画（案）について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
職務代理人	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	中 村 郁 子
同	18番	椎 葉 徹
同	19番	元 田 和 弘
同	20番	赤 池 親

同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	24番	東憲孝
同	25番	東照

○ 欠席した委員

推進委員 12番 西門泰人

議事録署名農業委員 6番 簗田秀彦

議事録署名推進委員 11番 牛塚敬一郎

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	竹内常泰
係	長	豊永英紀
主	任	淵田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会 9 : 30

- (議長) おはようございます。本日は12番委員から欠席届が出ております。本日の会議は、出席委員数が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和7年第11回人吉市農業委員会定例会を開会いたします。本日の議事録署名委員に6番委員、11番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- (事務局長) 議事日程 朗読

- (議長) 日程第1・議第55号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第1・議第55号 朗読

- (議長) 1番について6番委員の調査報告をお願いします。

- (6番委員) おはようございます。議第55号、農地法第3条の許可申請に対する1番の調査報告を行います。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。

地目は田、面積は1筆で496㎡、農用外で有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始であります。新規就農者となっております。この方については、実家が球磨村にあり、球磨村でも野菜を栽培されております。今後、この申請地でも野菜を栽培したいということでの申請でございます。申請地は譲受人の自宅横にありまして、野菜の栽培や管理等に良い条件であったため、今回の申請に至ったということでございます。なお、売買価格が宅地並みとなっておりますが、そのような理由でこの金額が提示されたと思っております。申請地は位置図をご覧ください。位置図の中央付近にスーパーマーケットがありますが、その裏に申請地がございます。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第2・議第56号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第2・議第56号 朗読

- （議長）1番について9番委員の調査報告をお願いします。

- （9番委員）おはようございます。農地法第4条の許可申請に対する調査報告をいたします。議案書ならびに位置図をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農用外となっております。面積は1筆の1,146㎡でございます。申請人は記載のとおりでございます。転用目的としまして、植林、スギが既に植えてありました。これは農地パトロールにて地区担当の14番委員から指摘があり、10月20日に現地調査を事務局含め3名で行い、再確認をいたしました。その足で帰りに申請人のご自宅を訪問し、話をさせていただきました。ご理解いただけるよう丁寧に事務局からも説明をしていただき、申請人もすぐに事務局へ行き、申請してくださいまし

た。先日も調査に行きましたが、申請地一帯は荒廃農地ばかりとなっております。申請人からは、もう高齢になり、これから管理することもきつくなるので杉を植えてしまったということで、始末書も提出されております。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地となっております。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当といたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願います。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第3・議第57号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第3・議第57号 朗読

- （議長）1番について1番委員の調査報告をお願いします。

- （1番委員）おはようございます。議第57号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用外で面積は1筆の518㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地の場所はタブレットの5ページでございます。申請地は現在、不耕作地となっております。前が道路で左側は住宅建設予定地でありまして、後ろは住宅となっております。なお、右側に栗の木が数本、植えてありますが、被害防除については、双方で協議することで合意しています。生活雑排水は近くに通っている公共の下水道にて処理するようになっております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願います。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）おはようございます。議第57号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は1筆で916㎡、権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。なお、譲渡人は相続によるそれぞれ持分2分の1の二人になっております。転用目的は土場及び重機、車輛置場です。第3種農地、都市計画用途指定区域外、着工と完了は記載のとおりです。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地は国道219号線から南の市道へ入った西側に工場、北側また道路を挟んだ南側に住宅が立ち並んでおります。譲受人の土地の選定にあたっては、事業規模の拡大に伴い、土場及び重機、車輛置き場また工事に使用する骨材や資材置場が不足したため、事務所ともほど近く隣接する農地もなく、浸水想定区域外に位置していることから申請地を選んだということです。転用によって生じる被害等につきましては、生活雑排水、汚水は出ません。雨水排水につきましては、敷地内自然浸透のため影響はないと思われまます。仮に問題が生じた場合には、相手方と十分に協議の上、責任をもって対処するということでした。次に実質審査表をご覧ください。立地基準として農地の区分と転用目的は、第3種農地の転用は許可することができるとなっております。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。3番について4番委員の調査報告をお願いします。
- (4番委員) おはようございます。議第57号、農地法第5条の許可申請に対する3番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外です。ここは2筆で1,041㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は資材置場と駐車場となっております。第2種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。位置図をご覧ください。ここは国道に面しており、今までは水稻を栽培されていました。申請地の隣に事務所がありまして、表土を剥ぎそこに砂利を入れ、高さはそこまで高くしないということでした。排水については自然浸透とし、12か所集水桝を設けるということです。次に実質審査表をご覧ください。一般基準としまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。
- (議長) ありがとうございます。3番の報告について質疑はありませんか。
- (6番委員) 譲受人は個人となっておりますが、会社などの事業をされるのでしょうか。転用目的が駐車場などになっています。
- (事務局 湊田主任) お答えいたします。譲受人が個人となっておりますが、土地の選定理由の中に夫が経営する会社に貸し出すという形となっております。全く関係ない訳ではなく、貸し付け先が決まっており、貸借の契約を結んだ上で今回の申請をされていますので、問題ないかと思われま。
- (事務局係長) 補足いたします。今回の予定地の隣で事業をされている会社がありますが、その会社の奥様が購入されて、ご主人が経営をされている会社に貸し出すという形を取られるようです。隣で実際に事業をされていて、駐車場などが手狭になり、隣の農地を求められた形になります。
- (議長) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- (18番委員) 排水先はどこになるのでしょうか。その下は地元の水利組合が管理する溝

が通っていますが、そちらに流れるのでしょうか。

- （４番委員）いえ、そちらには流れないように今の高さでだいたい同じにするということでした。砂利を敷いて自然浸透にて処理をし、それでも余るものについては１２か所集水桝を入れてするそうです。もし、被害などが発生した場合は会社の方でするそうです。
- （１８番委員）分かりました。隣で事業をされているところが地元の水利組合の溝を使われるかもしれないと思ったものですから。
- （４番委員）現地を調査したところ、そっちまでは流れないと思います。
- （１８番委員）分かりました。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。
日程第４・議第５８号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第４・議第５８号 朗読
- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が７番は９番委員と１６番委員が組合員の法人、８番は２１番委員の親族、１２番、１３番は１番委員の親族、１９番は２２番委員が組合員の法人となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和7年11月18日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。
1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。左側の今回について「田」が50,177㎡、「畑」が25,252㎡、合計の75,429㎡ございました。一番下の所有権移転は「畑」が4,335㎡ございました。本年累計は右側のとおりです。
次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回は公社売り渡しが1件ございました。
次に3ページをご覧ください。農地中間管理機構の利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が16件、そのうち11件が利用権設定からの移行分になります。更新が4件、計の20件ございました。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時00分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

- （6番委員）所有権移転についてですが、利用目的が樹園地となっております。今も植えてあるのでしょうか。それともこれから植えられるのでしょうか。

- （事務局 坂井）現在も栗が植わっています。

- （6番委員）続けて質問をしてもよろしいでしょうか。

- （議長）はい。

- （6番委員）貸借関係の1番についてです。親子関係になると思いますが、利用内容が水田となっております。水関係についてですが、水田を作られる状況の水路は確保されているのでしょうか。
- （事務局 坂井）今のご質問の答えになるか分かりませんが、親子関係であるのは間違いありません。この方は農業者年金の経営移譲年金を貰われておられる関係で、優良な農家経営者に貸し付けをしなければならないとのことで、中間管理機構をとおして息子さんに貸し付けるということになります。この場合、この方が持つておられる農地は全て優良農家のどなたかに貸し付けなければならないので、今回、ちょうど期限が切れる状態なので新しく中間管理機構を利用されて、農地の貸し付けをされる状態がまず一点目になります。水につきましては、私も把握しておりませんので、どなたかご近所の方がいらっしゃったら、教えていただきたいと思います。親子の関係はそういう理由になっているということでございます。
- （6番委員）それは分かったのですが、水田で利用されるということで、水の確保というのは、出来るのでしょうか。
- （事務局係長）たまたま私が所有する農地も近くにありますが、水田として申請されている農地は一番奥にあります。鳥獣被害は多い所ではありますが、水田を作られている農地はあります。今、計画中の畑かんの設備で水も今から再設置で希望される各ほ場に今、配管の途中でもありますので、畑であっても今後、水がいくような所がかなり増えてくる場所でもあります。以上です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
7番、8番、12番、13番、19番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）貸借設定の7番、8番、12番、13番、19番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和7年第11回人吉市農業委員会総会を閉会します。

(10時00分 終了)

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員